第

2848

ダァスクラ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 8月19日 金曜日

뭉

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

特定の居住用財産の買換え

Q:昔から所有している自宅を売却して、 住み替えをしようと思っています。何か特例 はありませんか?

A:一定の自宅の買換えには特例の適用が あります。

【解説】

個人が、その年1月1日において所有期間 が10年を超える家屋又は家屋とともにその敷 地の用に供されている土地もしくは土地の上 に存する権利で、その個人が10年以上の期間 にわたって居住の用に供していたもの(譲渡 資産)を譲渡した場合において、その譲渡の日 の属する年の12月31日までの間に、自己の居 住の用に供する家屋又はその敷地(買換資産) を取得し、かつ、その取得の日からその譲渡 の日の属する年の翌年12月31日までの間にそ の買換資産を自己の居住の用に供したときは、 譲渡資産の収入金額が買換資産の取得価額を 下回る場合には、譲渡がなかったものとされ、 また、譲渡資産の収入金額が買換資産の取得 価額を上回る場合には、譲渡資産の譲渡のう ち、買換資産の取得価額に充てられた部分に ついての譲渡がなかったものとし、それ以外 の部分についてだけ譲渡があったものとして、 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べが認め られています。また、譲渡資産の譲渡をした 年の翌年中に買換資産を取得する見込みであ る場合についても、一定の要件の下に、この 適用を受けることができます。

なお、買換えによらず、交換という形態を 取った場合にも同様の取扱いがあります。







